

令和8年3月31日 制定

電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の電気自動車等の普及に向け、充電設備の整備を促進するため、電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度（以下、「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とする車両で、自動車検査証における燃料の種類が「電気」と記載されているものをいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な車両で、自動車検査証における燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているものをいう。
- (3) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (4) 充電設備 電気自動車等に充電するための設備及びその付帯設備をいう。
- (5) 登録事業者 充電設備の設置を行うとともに、充電設備の普及にも取り組む事業者で、第6条に規定する要件を満たし、本市の登録を受けた事業者をいう。

(登録対象者)

第3条 登録の対象となる者は、次のいずれかを満たす者とする。

- (1) 充電サービス事業者 充電料金の課金など電気自動車等の充電サービス全般を事業として取り扱う者。
- (2) 充電設備設置工事業者 充電設備の設置工事を主な事業として取り扱う者。
- (3) その他、充電設備設置に関する相談事業を取り扱う者など、充電設備の設置や普及促進に係る事業を行う者。

(登録事業者の役割)

第4条 登録事業者は、本市と連携しながら、充電設備の普及に関する取組を積極的に行うものとする。

(登録の申請)

第5条 事業者は、登録を受けようとするときは、電気自動車等用充電設備設置事業者登録

制度登録申請書（第1号様式）に充電設備設置に係る実績を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（登録要件）

第6条 市長は、前条の登録の申請を行った者（以下、「申請者」という。）のうち、次に掲げる要件のすべてを満たす者を登録するものとする。

- （1） 充電設備に関する知識を有し、充電サービスの提供や充電設備の設置工事、又は充電設備の設置に係る相談などの実績があること。
- （2） 充電設備設置希望者からの問合せに対して、設置に必要な情報提供や設置に向けた相談に真摯に対応できること。
- （3） 市内において活動を行う事業者であること。
- （4） 法人市民税及び事業所税の滞納がないこと。
- （5） 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- （6） 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- （7） その他関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、登録にふさわしくないと判断される事由がないこと。

（登録の通知）

第7条 市長は、登録の可否を決定したときは、申請者に対し、電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度登録結果通知書（第2号様式）により、その結果を通知するものとする。

（実績報告の提出）

第8条 登録事業者は、充電設備の設置等の事業について、前年度の実績を5月31日までに電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度実績報告書（第3号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（登録の変更）

第9条 登録事業者は、申請内容に変更があった場合は、電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度登録変更届出書（第4号様式）を提出しなければならない。

(登録の取下げ)

第10条 事業者は、第6条に規定する要件を満たさなくなったとき又は登録を継続する意思がないときは、電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度登録取下申請書(第5号様式)を提出しなければならない。

(登録の取消)

第11条 市長は、登録事業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録の決定を受けた場合
- (2) 第6条に規定する要件を満たさないことが明らかになった場合
- (3) 前条の規定による取下げの申請があった場合
- (4) その他、登録事業者として適当でないと市長が認める場合

2 市長は、第1項の規定により登録の決定を取り消したときは、電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度登録取消通知書(第6号様式)により、登録事業者に通知するものとする。

(登録事業者への支援等)

第12条 市長は、登録事業者が行う充電設備の普及の取組を支援するものとする。

- 2 市長は、登録事業者に関する情報を市民等に周知することを目的として公表することができる。
- 3 市長は、本制度が円滑かつ効果的に行われるよう、必要な環境整備を行うものとする。

(調査)

第13条 市長は、申請者に対して、第6条の要件を満たすことを確認するため、必要に応じて聴き取り及び現地調査の実施や、書類の提出等を求めることができる。

- 2 市長は、登録事業者の取組状況等の把握及び確認をするため、必要に応じて聴き取り及び現地調査の実施や、書類の提出等を求めることができる。

(免責事項)

第14条 本制度は、登録事業者の技術水準や工事品質を保証するものではなく、登録事業者が行う工事の内容、品質、施工に起因する事故その他の事象について、本市は一切の責任を負わないものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境局長が定める。

附則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度 登録申請書

電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第5条の規定に基づき、以下のとおり申請します。

（□は当てはまるものすべてに■又は☑をしてください。）

1. 事業者情報

申請日	
事業者名	
事業者名ふりがな	
代表者役職・代表者氏名	
所在地	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

2. 登録内容

事業者種別 ※サービス名は任意で記載してください。	<input type="checkbox"/> 充電サービス事業者
	サービス名： <input type="checkbox"/> 充電設備設置工事業者
	<input type="checkbox"/> その他：
提供サービス	<input type="checkbox"/> 充電設備の販売
	<input type="checkbox"/> 充電設備のリース
	<input type="checkbox"/> 充電設備の設置工事
	<input type="checkbox"/> 充電設備の保守管理
	<input type="checkbox"/> 補助金の代行申請
	<input type="checkbox"/> コールセンターの運用
	<input type="checkbox"/> エネルギーマネジメントシステムの提供
	<input type="checkbox"/> 課金システムの提供
	<input type="checkbox"/> EVの導入や運用の支援
設置対象	<input type="checkbox"/> 充電スポット検索システムの提供
	<input type="checkbox"/> その他：
	<input type="checkbox"/> 共同住宅
	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅
	<input type="checkbox"/> 事業所
	<input type="checkbox"/> 商業施設
	<input type="checkbox"/> 宿泊施設
	<input type="checkbox"/> 公共施設
	<input type="checkbox"/> 公道
<input type="checkbox"/> サービスエリア・パーキングエリア	
<input type="checkbox"/> その他：	

取扱設備 ※出力は任意で記載してください。	<input type="checkbox"/> 普通充電設備 (kw) <input type="checkbox"/> 急速充電設備 (kw) <input type="checkbox"/> 充電用コンセント (kw) <input type="checkbox"/> その他：
特徴・PRポイント ※市ウェブサイトでPRしたい内容を記載してください。他の項目と重複する内容でも構いません。	
設置実績 ※こちらに記載した実績のうち、1件以上の実績を証明する書類を添付してください。	
設置実績（公開用） ※市ウェブサイトで公開可能な実績を記載してください。	
ウェブサイトURL	

3. 問合せ先

部署名	
電話番号	
メールアドレス	
問合せフォーム	

4. 確認事項

- 本市が取り組む地球温暖化対策及び地域環境対策の趣旨を理解し、本市と連携しながら充電設備の普及に関する取組を積極的に行います。
- 要綱第6条第1号に規定する充電設備に関する知識を有し、充電サービスの提供や充電設備の設置工事、又は充電設備の設置に係る相談などの実績があります。
- 要綱第6条第2号に基づき、充電設備設置希望者からの問合せに対して、設置に必要な情報提供や設置に向けた相談に真摯に対応します。
- 要綱第6条第3号に基づき、川崎市内において活動を行います。
- 要綱第6条第4号に規定する法人市民税及び事業所税の滞納はありません。
- 要綱第6条第5号に規定する暴力団等に認められる者ではありません。暴力団等でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。
- 要綱第6条第6号に規定する神奈川県暴力団排除条例に規定する行為をしている者ではありません。

電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度 登録結果通知書

電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度実施要綱第7条の規定に基づき、以下のとおり通知します。

1. 事業者情報

事業者名	
代表者役職・代表者氏名	
所在地	

2. 登録の可否

- 電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度の登録事業者として決定します。
- 電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度の登録事業者の決定を見送ることとします。

3. 登録年月日

令和 年 月 日

(備考)

(川崎市環境局地域環境共創課 担当)

電話 044-200-

電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度 実績報告書

電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度実施要綱第8条の規定に基づき、以下のとおり報告します。

(□は当てはまるものすべてに■又は☑をしてください。)

1. 事業者情報

報告日	
事業者名	
事業者名ふりがな	
代表者役職・代表者氏名	
所在地	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

2. 実績

※設置対象ごとに実績を記載してください。

※川崎市内の実績はすべて記載してください。

※こちらに記載した実績のうち、1件以上の実績を証明する書類を添付してください。

<input type="checkbox"/> 共同住宅	
<input type="checkbox"/> 戸建て住宅	
<input type="checkbox"/> 事業所	
<input type="checkbox"/> 商業施設	
<input type="checkbox"/> 宿泊施設	
<input type="checkbox"/> 公共施設	
<input type="checkbox"/> 公道	
<input type="checkbox"/> サービスエリア・パーキングエリア	
<input type="checkbox"/> その他	

電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度 登録変更届出書

電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度実施要綱第9条の規定に基づき、以下のとおり届出します。

1. 事業者情報

届出日	
事業者名	
事業者名ふりがな	
代表者役職・代表者氏名	
所在地	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

2. 変更内容

※具体的に記載してください。

変更事由発生日：

電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度 登録取下申請書

電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度実施要綱第10条の規定に基づき、以下のとおり登録を取り下げます。

1. 事業者情報

届出日	
事業者名	
事業者名ふりがな	
代表者役職・代表者氏名	
所在地	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

2. 取下げ理由

※具体的に記載してください。

取下げ事由発生日：

電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度 登録取消通知書

電気自動車等用充電設備設置事業者登録制度実施要綱第11条第2項の規定に基づき、以下のとおり通知します。

1. 事業者情報

事業者名	
代表者役職・代表者氏名	
所在地	

2. 取消年月日

令和 年 月 日

3. 取消理由

--